

平成25年5月17日
海事局運航労務課

日本海事協会を海上労働検査の登録検査機関第1号に！

本日、一般財団法人日本海事協会を、外航日本船舶における船員の労働条件等の検査（海上労働検査※）を行う登録検査機関として登録しました。

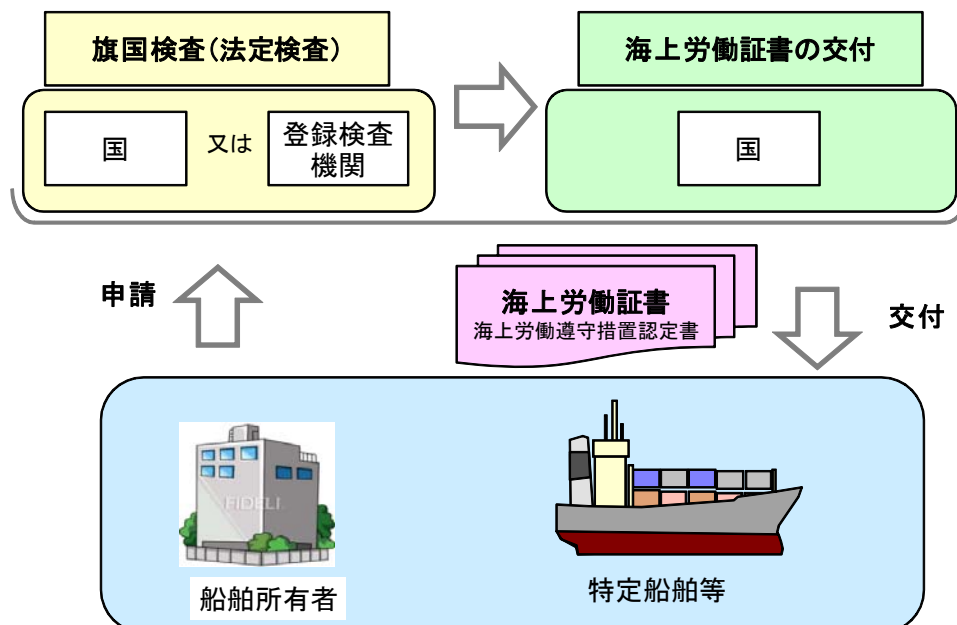
これにより、日本海事協会は我が国における海上労働検査の登録検査機関第1号となります。

今後、船舶所有者は、国（地方運輸局等）又は日本海事協会のいずれかを任意に選択して検査を受けることができるようになります。

※ 海上労働検査

- ・ 「2006年の海上の労働に関する条約（海上労働条約）」に基づき、昨年9月に公布された「船員法の一部を改正する法律」により創設された法定検査。

海上労働条約においては、国際航海に従事する500総トン以上の船舶（漁船及び非商業船を除く。）は、船員の労働条件等が条約の要件を満たしていることについて旗国による検査（海上労働検査）を受け、それを証明する証書（海上労働証書）を備え置く義務が課されている。



参考：「海上労働条約の批准に伴う船員法改正について」（海事局HP）

<http://www.mlit.go.jp/maritime/unkohroh/unkoh18.html>

【問い合わせ先】

国土交通省 海事局運航労務課 森本・向井
 （代表 03-5253-8111）（内線 45-213,45-216）
 （直通 03-5253-8652）（FAX 03-5253-1642）